

令和2年生駒市教育委員会

第7回定例会 議案

令和2年7月27日

生駒市教育委員会



## 令和2年生駒市教育委員会(第7回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第18号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について)	1
議案第30号	令和2年生駒市議会第6回(7月)臨時会提出議案の意見について	4
議案第31号	生駒市いじめ防止等対策審議会委員の委嘱について	12
議案第32号	令和2年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	14
議案第33号	令和2年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について	15



臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について)

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第5条第2項の規定により、令和2年6月30日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和2年7月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表を次のように改める。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

預かり保育料の額	
生活保護法による被 保護世帯及び中国残 留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者 の自立の支援に關す る法律による支援給 付受給世帯	その他の世帯

法第30条の4に掲げる学校子ども支援学学ど頂げ学学ど該るをく。	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
	午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,350円
	午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,500円
	午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	300円
	午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	600円
	午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	750円
	法第30条の4に掲げる学校子ども支援学学どあって、その保護者が1月においで、48時間以上64時間未満の労働、看護又は	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円
午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)		0円	675円
午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)		0円	750円

修すをこ常すでもび30第掲小就子 学をと者る及第の4第掲小就子 と態るあ法の条の2号に掲げ学学ども	午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	150円
	午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	300円
	午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	375円

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第30号

令和2年生駒市議会第6回（7月）臨時会提出議案の意見について

令和2年生駒市議会第6回（7月）臨時会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年7月27日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和2年度生駒市一般会計補正予算（第6回）



歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 教育使用料	14,490	△ 765	13,725	4 社会教育使用料	△ 765	コミュニティセンター使用料	
計	398,836	△ 765	398,071				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	12,609,716	16,069	12,625,785	2 児童福祉補助金	16,069	放課後児童健全育成事業補助金 子ども・子育て支援交付金	10,469 5,600
6 教育費国庫補助金	294,135	20,750	314,885	2 小学校費補助金	10,500	学校保健特別対策事業費補助金	
				3 中学校費補助金	6,250	学校保健特別対策事業費補助金	

							4 幼稚園費補助 金	4,000	教育支援体制整備事業費補助金
--	--	--	--	--	--	--	---------------	-------	----------------

(款) 16 県支出金  
(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	688,380	66,847	755,227				
				2 児童福祉費補 助金		39,969	放課後児童健全育成事業補助金 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 10,469 29,500
6 教育費県補助金	45,265	11,364	56,629	1 教育総務費補 助金		11,364	スクール・サポート・スタッフ事業補助金 学校教育活動支援事業補助金 388 10,976

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説明	
				財源						
				国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	3,042,011	188,632	3,230,643	168,627 (国補)		20,005	10 需用費	252	消耗品費 印刷製本費	38 214
				157,627 (県補)			11 役務費	2,234	通信運搬費 手教科	958 1,276
				11,000			12 委託料	1,546	児童手当システム等委託料	
							18 負担金補助及び交付金	16,600	私立保育所運営費補助金	
							19 扶助費	168,000	臨時特別給付金	

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支出金	地方債			
3 保育所費	1,012,760	2,000	1,014,760	2,000 (県補)			10 需用費	1,200 消耗品費	
				2,000			17 備品購入費	800 保育所用備品	
6 学童保育費	235,839	47,912	283,751	47,912 (国補)			18 負担金補助及 ひ交付金	47,912 児童育成クラブ運営助成金	
				20,943 (県補)					
				26,969					
計	7,177,147	238,544	7,415,691	218,539		20,005			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

[単位 千円]

日	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	財源				
					国県支出金	地方債			
1 教育委員会費	303,224	5,781	309,005	5,118 (国補)		663	1 報酬	584 スクール・サポート・スタッフ	
				4,730 (県補)			8 旅費	40 費用弁償	
				388			12 委託料	5,157 ネットワーク等保守委託料	
計	323,997	5,781	329,778	5,118		663			

## (款) 8 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	区分	金額	説明
				特種						
				国庫支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	558,171	38,444	596,615	36,415 (国補)		2,029	10 需用費	6,000	消耗品費	
				36,415 (国補)			17 備品購入費	32,444	学校用備品 情報教育用備品	
2 教育振興費	102,404	9,879	112,283	9,496 (国補)		383	1 報酬	9,408	パートタイム会計年度任用職員	
				2,910 (県補)			8 旅費	471	費用弁償	
計	668,575	48,323	716,898	45,911		2,412				

## (款) 8 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	区分	金額	説明
				特種						
				国庫支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	319,675	24,131	343,806	22,779 (国補)		1,352	10 需用費	2,800	消耗品費	
				22,779 (国補)			13 使用料及び賃借料	2,578	機材借上料	
2 教育振興費	63,075	6,586	69,661	6,331 (国補)		255	17 備品購入費	18,753	学校用備品 情報教育用備品	
				1,941 (県補)			1 報酬	6,272	パートタイム会計年度任用職員	
				4,390 (県補)			8 旅費	314	費用弁償	
計	441,146	30,717	471,863	29,110		1,607				

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 幼稚園費	804,193	4,000	808,193	4,000 (国補) 4,000			10 需用費 2,400 2,400 消耗品費		
計	804,493	4,000	808,493	4,000			17 備品購入費 1,600 1,600 幼稚園用備品		

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
2 生涯学習施設 費	452,744	34,777	487,521	31,409 (国補) 31,409	△765 (使) △765	4,133	10 需用費 1,289 1,289 消耗品費		
3 図書館費	332,117	4,510	336,627	3,985 (国補) 3,985		525	12 委託料 29,035 29,035 維持管理業務委託料		
計	996,161	39,287	1,035,448	35,394	△765	4,658	17 備品購入費 4,510 4,510 図書館用備品		

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 保健体育総務 費	103,022	1,025	104,047	906 (国補) 906		119	18 負担金補助及 び交付金 1,025 1,025 総合型地域スポーツクラブ活動支援事 業補助金		

2 体育施設費	293,861	49,908	343,769	44,105 (国補) 44,105			5,803	10 需用費	2,510	消耗品費
								12 委託料	3,000	体育施設改修工事設計等委託料
								14 工事請負費	40,000	各体育施設整備工事
								17 備品購入費	4,398	各体育施設用備品
3 学校給食センター運営費	656,376	93,500	749,876	82,627 (国補) 82,627			10,873	12 委託料	5,500	設計・監理委託料
								14 工事請負費	88,000	施設整備工事
計	1,524,049	144,433	1,668,482	127,638			16,795			





住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 高田 信行

委嘱期間 令和2年8月1日から令和4年7月31日

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 山本 純弥

委嘱期間 令和2年8月1日から令和4年7月31日

議案第32号

令和2年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和2年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の  
おり提出する。

令和2年7月27日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 33 号

令和 2 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について

令和 2 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 27 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

## 令和2年度社会教育基本方針及び重点目標（案）

### 1 第2次生駒市教育大綱の策定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく教育大綱の策定から4年が経過し、社会情勢の変化や新たな教育課題等に対応するため、一定の改訂を行い、令和2年6月に「第2次生駒市教育大綱」を策定しました。

「第2次生駒市教育大綱」は、前大綱と同様に、「子育て・就学前教育」、「学校教育」、「生涯学習」の3つの基本方針で構成され、「生涯学習」は、

「すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」として、その取組の方向性を

- 1 すべての人が楽しく、安心して成長し、活躍できる機会の創出
- 2 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
- 3 歴史・伝統文化・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
- 4 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展

と定めています。

この基本方針の内容を踏まえ、社会教育委員会議での審議・検討を経て、令和2年度の社会教育基本方針及び重点目標を定めました。

### 2 社会教育基本方針の設定

社会教育基本方針を教育大綱の「基本方針3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」としました。

（考え方）

前大綱に基づく考え方と同様、教育大綱は、社会教育も包括する教育行政の基本方針であり、教育大綱との整合性を保ち、実効性を高めるため、生涯学習にかかる基本方針を社会教育基本方針とするものです。

### 3 令和2年度重点目標の設定

教育大綱「基本方針3」の4つの方向性に基づいて令和2年度の重点目標を設定し、さらに、重点目標に対応する具体的な事業内容を併記した表形式で作成。令和2年度第1回社会教育委員会議（7月15日）において、審議・検討を行いました。

# 令和2年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標(案)

基本方針 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり

	重点目標	具体的な事業(R2年度予定事業)
1	<p>すべての人が楽しく、安心して成長し、活躍できる機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体の実行委員会による「IKOMAサマーセミナー」の開催</li> <li>・いこま若草大学の運営</li> <li>・「寿生駒連絡協議会(気らくネット)」と連携した事業の実施</li> <li>・家庭教育支援チーム「たけのこ」による事業の展開</li> <li>・「ユニバーサルキャンプ in 生駒」の開催</li> </ul>
2	<p>人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・若者総合相談窓口(ユースネットいこま)」の設置運営</li> <li>・「生駒市子ども・若者支援ネットワーク」構成機関等との連携</li> <li>・トイレの洋式化(北コミュニティセンター・南コミュニティセンター・芸術会館)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した施設運営</li> <li>・ビブリオバトル全国大会の開催</li> <li>・「若は茶社Project 茶室の会wi-wi」@北分館」PR事業の実施</li> <li>・市民との協創事業「本棚のW.A.」・「未在亭」の実施</li> <li>・地域における本のある居場所づくり「まちかど図書室」</li> <li>・「トライ!生駒子ども読書会議」の開催</li> <li>・図書館記号事業「こあら」の実施(本館)</li> <li>・10～20代の若者による本のコミュニティ「本活部」の活動</li> </ul>
3	<p>歴史・伝統文化・芸術を通じた、より豊かなまちの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文化祭(パ・リノワート・邦楽邦舞発表会・作品展・ジニアアーツ)</li> <li>・小学生向け茶道体験事業</li> <li>・市民みんなど創る音楽祭」の開催(小中学校へのアウトリーチを含む)</li> <li>・市民吹奏楽団による事業の実施</li> <li>・生駒ふるさとミュージアムの講座やイベント等による郷土学習</li> <li>・収蔵資料の展示等による郷土の歴史文化の発信</li> <li>・指定文化財の保存修理、管理等の実施</li> </ul>
4	<p>「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブの活動内容等の周知啓発</li> <li>・クラブ運営に関する助言や施設使用等における支援</li> <li>・生駒市総合型地域スポーツクラブ連携会議の開催</li> <li>・新規クラブ設立に向けた調査、検討</li> <li>・(仮称)いこまスポーツの日の開催</li> <li>・障がい者スポーツ活動の推進</li> <li>・トップアスリート連携事業の実施</li> </ul>
※		<p>「Withコロナ」の状況下において、市民の社会教育活動への支援や事業手法の工夫などにより社会教育の取組を継続できる環境を整えます。</p>

